

ツインメッセ静岡

安全対策・防災マニュアル



目 次

1	設営・撤去時における対策	1
2	催事開催中の安全対策	2
3	災害発生時における対策	3
	①地震発生時の対応	3
	②火災発生時の対応	7
4	参考資料	10
	①催事継続・中止の判断	10
	②避難誘導経路と消火器具等位置図	11

1 設営・撤去時における安全対策

1. ヘルメット・安全帯の着用

○会場施工責任者の判断と責任において、ヘルメット・安全帯を着用させてください。

2. 高所作業

(高所作業とは、労働安全衛生規則に基づき、高さ2メートル以上での作業をさします。)

○高所作業は、脚立・ローリングタワー・高所作業車で行うことになります。

○作業者は、ヘルメット・安全帯を着用し、工具類の落下に注意してください。

3. 共通エリア（プロムナード・ラウンジ等）に面する場所における通行人の安全確保

○共通エリアに面する場所での設営・撤去、搬入・搬出作業は、通行人を優先して行ってください。

○通行人に危険が及ぶ可能性のある作業については、カラーコーン等で区画した上で実施してください。

4. 消防関係法令に基づいた安全の確保

○避難経路を必ず確保し、通行の障害となる物品を置かないでください。

○パンチカーペット等は防火仕様のものを使用してください。

○防火シャッターの下・防火扉付近には、閉鎖障害となる物品を置かないでください。

○消火器・屋内消火栓等の消防用設備、避難口誘導灯を隠さないでください。

○開会前に、消防用設備の設置場所を確認しておいてください。

○禁止行為解除承認申請事項が、申請に従って正しく実施されているか確認してください。

○設置物の転倒防止措置が適正に施されているか確認してください。

○つまずき防止のため、避難経路及び来場者動線上の配線・配管については、養生を行ってください。

5. 電気工事

○電気工事は有資格者または有資格者監督の下で施工し、正しく接続・配線をしてください。

○床上の配線が通路を横切る場合には、ケーブルプロテクター等で養生し、歩行者の安全を確保してください。

○24時間通電が必要な場合は、事前に当館受付事務室へご連絡ください。

[内線：211・212、外線：054-663-3347（施設担当直通）]

6. 整理・整頓

○作業現場における整理・整頓及び清掃は必ず行ってください。

○火災延焼防止のため、紙くずなどを散らかさないでください。

7. 子どもが来場する催事に関する安全対策

○子どもは興味を持った対象について、予想外の行動を取ることがありますので、設置物の場所・高さ、照明等の熱源等の設置場所には十分配慮してください。

2 催事開催中の安全対策

1. 主催者・担当者の役割

- 開催時は会場に常駐し、災害・事故等の発生時には、当館の指示に従い、通報連絡・初期消火・避難誘導・応急救護にあたります。
- 消防計画を作成した催事においては、避難誘導員等の各担当者に対し、事前にその任務を周知しておきます。
- 通報連絡・初期消火・避難誘導・応急救護の詳細については、次頁以降をご覧ください。

2. 通報連絡

- 災害・事故等の発生時に、当館受付事務室へ状況を報告し、指示を受けます。また、来場者への呼びかけを行います。

3. 初期消火

- 非常時に備え、事前に消火器・屋内消火栓の位置を把握しておきます。
[避難誘導経路と消火器具等位置図参照]
- 火災発生時には、初期消火を行います。

4. 避難誘導

- 非常時に備え、事前に避難誘導方法・避難誘導経路を把握しておきます。
[避難誘導経路と消火器具等位置図参照]
- 避難を要する場合には、各避難口に必要な避難誘導員を配置し、混乱が起きないよう、来場者に呼びかけます。

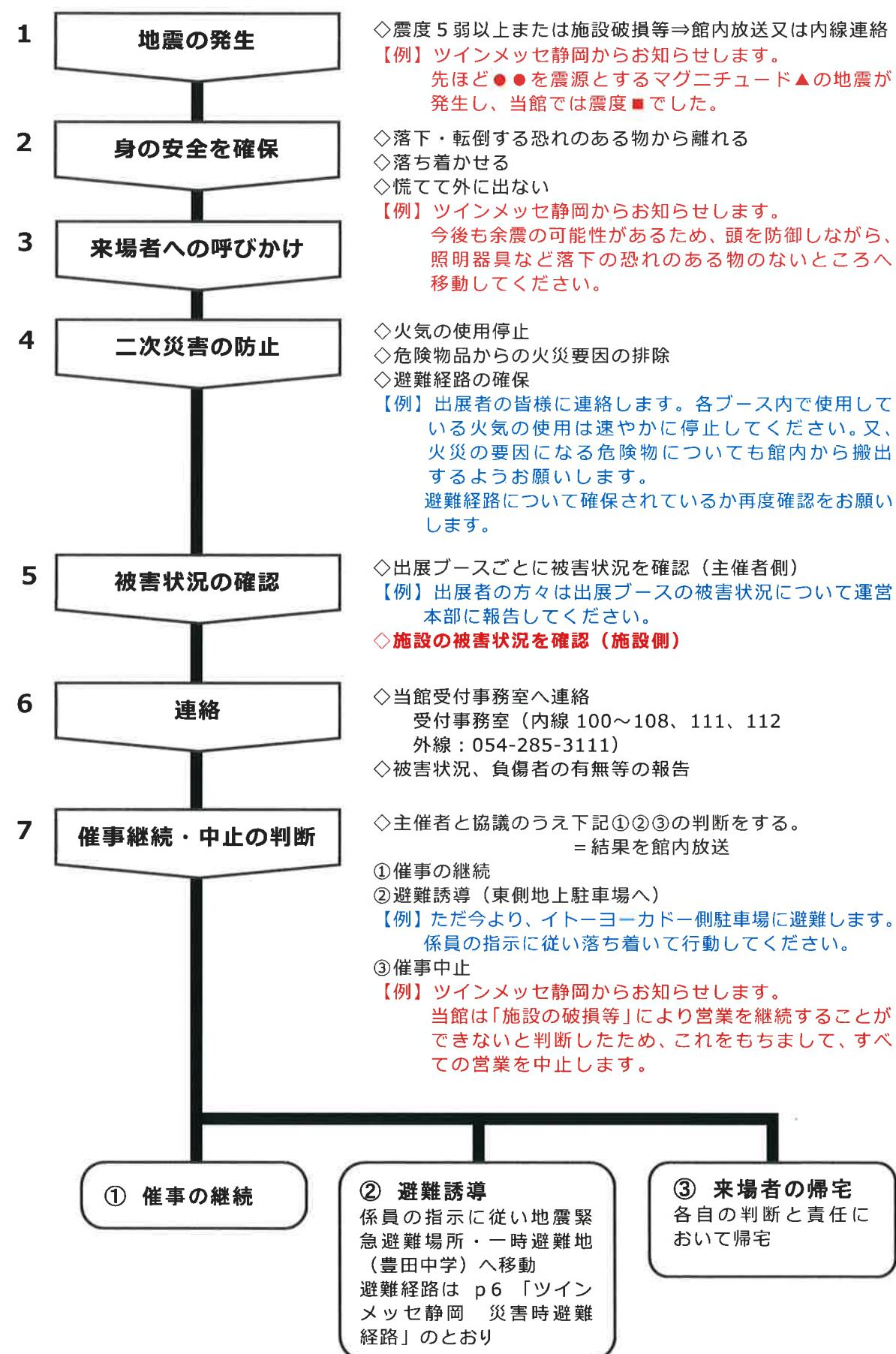
5. 応急救護

- 災害・事故等の発生時に、負傷者の応急救護を行います。

3 災害発生時における対策

3-① 地震発生時の対応

館内放送
赤字：ツインメッセ静岡
青字：主催者



1. 地震の発生

- 震度5弱以上の地震発生、または、それ以下でも施設に被害が生じた場合等には、放送または内線等でお知らせします。

ツインメッセ静岡から、お客様にお知らせします。
先ほど●●を震源とするマグニチュード▲の地震が発生し、当館では震度■でした。
今後も余震の可能性があるため、頭を防御しながら、落下や転倒の恐れのある物のないところへ移動してください。

当館の建物は耐震構造のため倒壊する恐れはありません。慌てて建物の外に出るのは大変危険ですので、指示があるまで、その場で待機してください。
避難が必要な場合には、改めてご案内しますので、その指示に従ってください。

2. 身の安全を確保

3. 来場者への呼びかけ

- まずは、身の安全を確保してください。
- 揺れている間も、来場者に呼びかけてください。

【例】「落ち着いてください。」「席を立たないでください。」

「その場で、お持ちのカバン等で頭を保護し、身の安全を図ってください。」

4. 二次災害の防止

- 落下・転倒する恐れのある物から離れてください。

5. 被害状況の確認

- 出店ブースや会場内の被害状況を確認してください。

6. 連絡

- 当館受付事務室へ連絡し、被害状況を報告してください。
[内線：100～108、111、112、外線：054-285-3111]

7. 催事継続・中止判断

- 施設の安全が確認され、当館の営業継続が可能な場合は、催事の継続・中止の判断をしていただきます。

[催事継続・中止の判断 参照]

7-①. 催事継続

7-②. 避難誘導

- 避難が必要になった場合には、その旨を連絡しますので、避難誘導を行ってください。
- 避難を開始する際には、来場者に対して、その旨を明確に伝えてください。

- 来場者に向かって大きな声で呼びかけながら、避難動線に沿って来場者を誘導してください。

【例】「こちらは主催者です。これから避難を開始します。慌てずに私に続いて避難してください。」

「避難には十分時間があります。落ち着いてゆっくり避難してください。」

[避難誘導経路と消火器具等位置図参照]

7-③. 帰宅誘導

- 施設の損傷等により、当館の営業を中止せざるをえない場合には次の放送が流れますので、催事を中止し、来場者を帰宅させる等、指示に従ってください。

ツインメッセ静岡から、お知らせします。

ツインメッセ静岡では、【施設の破損等】により、営業を継続することができないと判断したため、これをもちまして、すべての営業を中止します。

つきましては、主催者のみなさまは、催事を中止してください。

来場者のみなさまは、出口に殺到されると大変危険です。係員の指示に従い行動してください。

なお、館内のエレベーター・エスカレーターは使用できませんので、階段を使用してください。
主催者のみなさまは、誘導員を所定の場所へ配置し、帰宅されるお客様を誘導してください。

- 来場者に、各自の責任において帰宅するよう促してください。

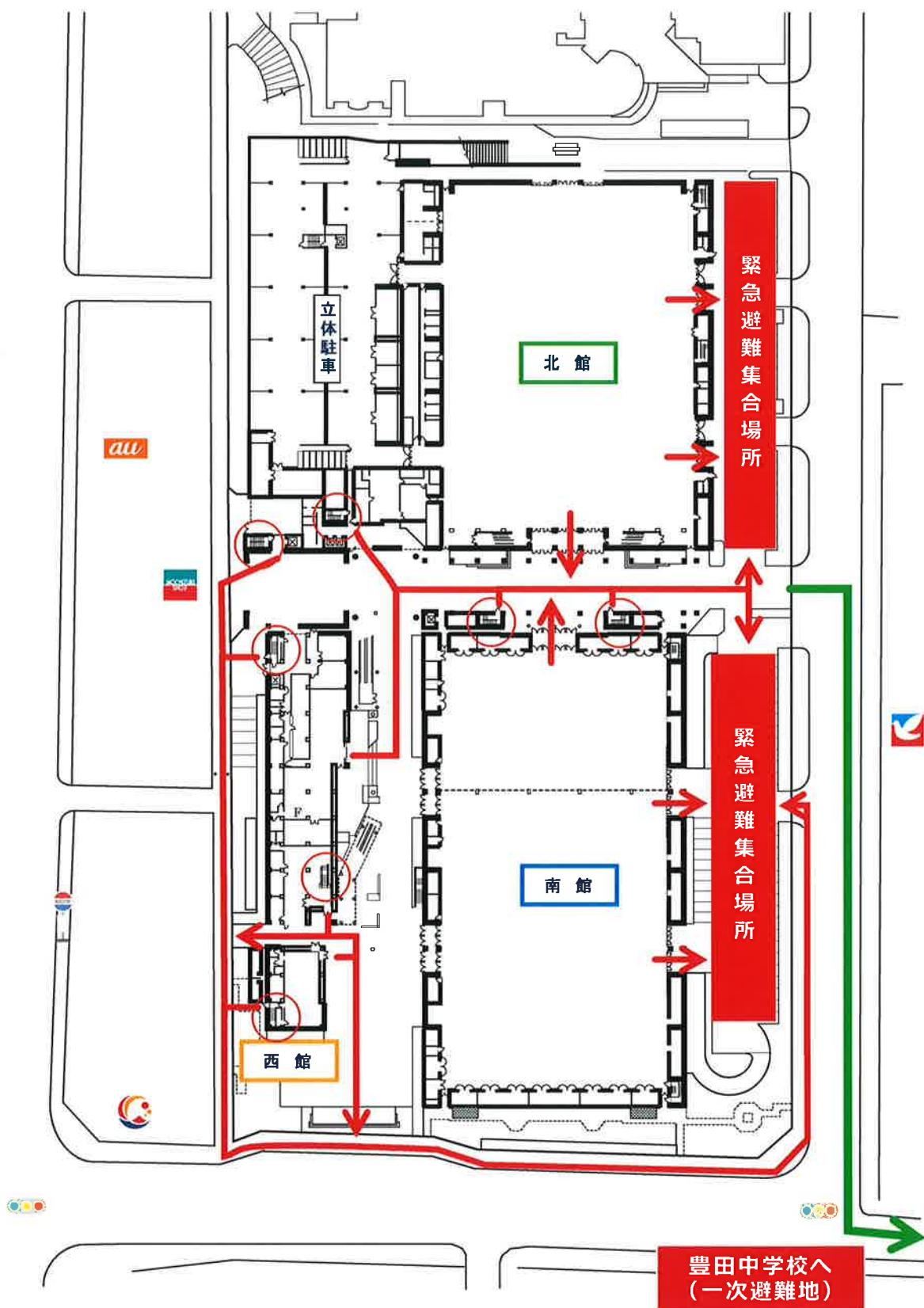
- 帰宅が困難な来場者については、当館の指示に従ってください。

(緊急避難場所へ集合後、避難所の豊田中学校に移動します。)

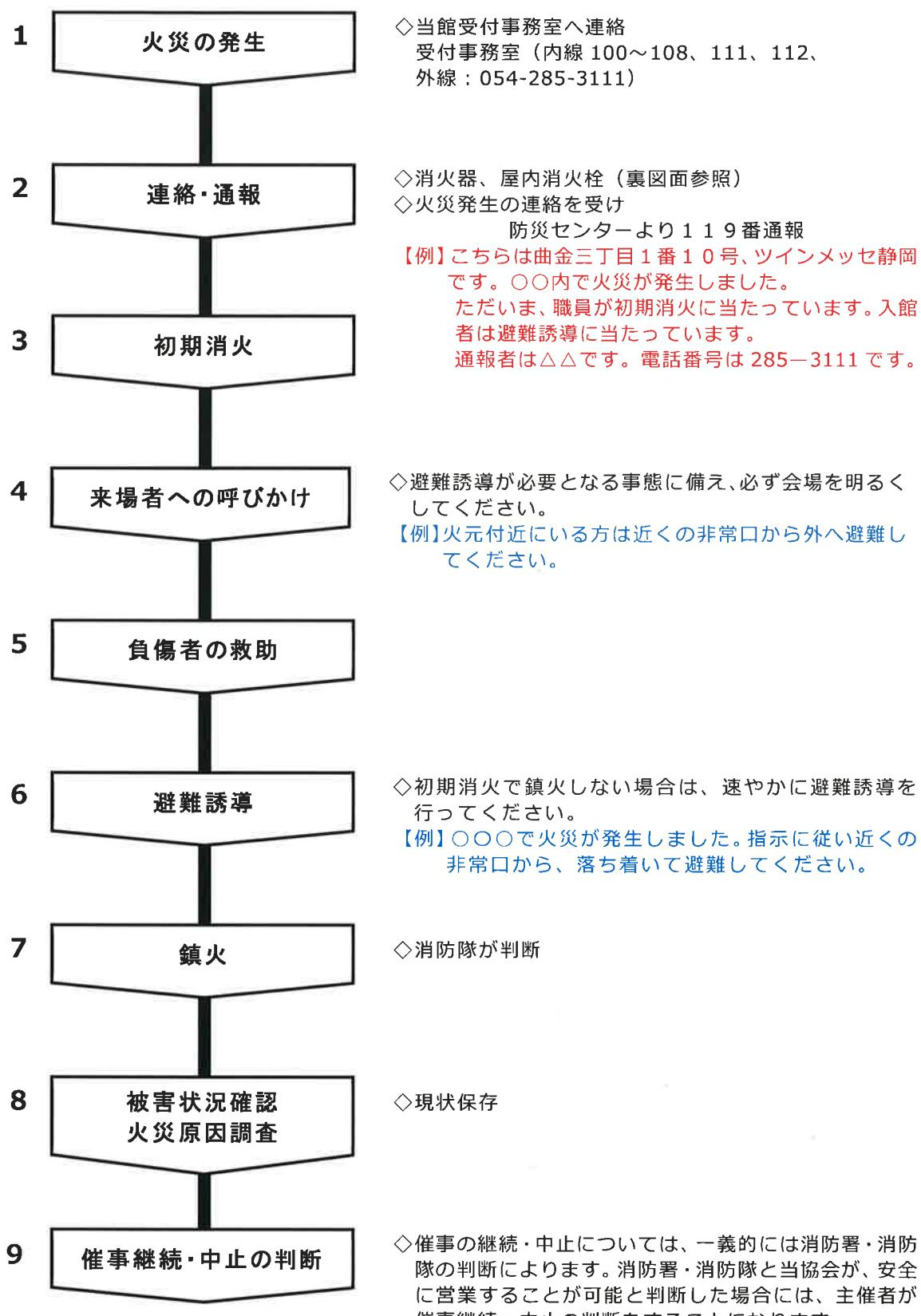
ツインメッセ静岡 災害時避難経路

ツインメッセ静岡は耐震構造のため倒壊の恐れはありません。
災害時は一斉放送や係員の指示に従い落ち着いて避難してください。

- ・地震の場合は揺れが収まるまで待機してください。
- ・各フロアからの避難は階段を利用してください。
- ・状況を見て北館・南館東側（イトーヨーカドー側）の地上駐車場へ集合し、一次避難地の豊田中学校へ移動します。



3-② 火災発生時の対応



1. 火災の発生

- 火災の発見者は、火災発生を主催者・周りの来場者へ伝えてください。
- 以下2~6の行動は、並行して行ってください。

2. 連絡・通報

- 当館受付事務室へ、火災の発生と状況について、連絡をしてください。
[内線：100～108、111、112、外線：054-285-3111]
- 当協会職員が自衛消防本部隊員として、主催者自衛消防隊と連携して活動します。
【初期消火班、避難誘導班、救出・応急救護班】
- 火災発生時に延焼がみられる場合には、先に119番通報してください。

3. 初期消火

- 消火器、屋内消火栓を使用し、初期消火活動を行ってください。
[避難誘導経路と消火器具等位置図参照]
- 小火（ぼや）で鎮火した場合も、当館受付事務室への連絡は必ずしてください。

4. 来場者への呼びかけ

- 来場者の不安を軽減し、避難誘導が必要となる事態に備え、必ず、会場内を明るくしてください。
- 来場者へ呼びかけを行ってください。
- 全館一斉放送は当協会自衛消防本部隊が行います。

【例】「こちらは主催者です。お客様にお知らせします。○○で火災が発生し、ただいま消火活動中です。現在のところ、お客様に被害が及ぶ状況ではありませんので、次のお知らせまで、そのまま席でお待ちください。」「火災報知機が作動しました。現在確認中ですので、そのまま席でお待ちください。」

5. 負傷者の救助

- 応急手当てを行ってください。負傷者は担架等により搬送してください。

6. 避難誘導

- 初期消火で鎮火しない場合は、速やかに避難誘導を行ってください。
[避難誘導経路と消火器具等位置図参照]
- 来場者へ呼びかけながら、誘導してください。

【例】「こちらは主催者です。○○で火災が発生したため、これから会場の外にご案内します。避難には十分時間がありますので、係員の指示に従って、落ち着いて行動してください。」

7. 鎮火

- 鎮火の判断は、消防署・消防隊が行います。

8. 被害状況確認・火災原因調査

○出火場所は、消防法第31条に基づき火災原因調査が行われます。また、同法第34条に基づき資料の提出及び報告を求められることがあります。

9. 催事継続・中止の判断

○催事の継続・中止については、一義的には消防署・消防隊の判断によります。

○消防署・消防隊と当協会が、安全に営業することが可能と判断した場合には、主催者が催事継続・中止の判断をすることになります。

[催事継続・中止の判断 参照]

4 参考資料

4-① 催事継続・中止の判断

① ライフライン関係	
電力・ガス・上下水道の供給停止	復旧に時間がかかる場合又は復旧の見通しが立たない場合には、施設運営が困難なため、催事の中止を要請する。
主要交通機関・幹線道路の災害等による不通	主催者が、催事開催・継続又は中止の判断をする。
電話の不通	主催者が、催事開催・継続又は中止の判断をする。
② 建物・設備関係	
建物の倒壊 一部損壊、転倒、落下	施設の損壊等の場所・程度により、安全な運営が出来ないと判断した場合には、催事の中止を要請する。
館内電気・空調・給排水等設備の被災 供給停止	復旧に時間がかかる場合又は復旧の見通しが立たない場合には、施設運営が困難なため、催事の中止を要請する。
防災設備・中央監視設備の被災 使用不能	施設の安全な運営は不可能であり、又、消防法不適合となる場合には、催事の中止を要請する。
エレベーター・エスカレーターの被災 停止	主催者が、催事開催・継続又は中止の判断をする。
館内通信設備の被災 使用不能	主催者が、催事開催・継続又は中止の判断をする。
③ その他	
火災の発生	延焼火災が発生した場合、場所によっては催事の中止を要請する。又、警察や消防の判断で、催事の中止を要請する場合もある。

※本マニュアル記載のほか、地震、噴火、津波等の天変地異・戦争・内乱・原子力事故、又はそれに係る行政命令や行政措置などのやむを得ない理由により、催事中止を要請することがあるのであらかじめご了承ください。

なお、当協会では上記により催事を中止したことにより生ずる費用負担は一切しません。

4 - ② 避難誘導経路と消火器具等位置図

- 南館大展示場
- 南館地下駐車場
- 北館大展示場
- 北館大展示場（2階休憩コーナー）
- 北館大展示場（3階ビューフロア）
- 北館 3階 第3小展示場
- 北館 4階 レセプションホール
- 西館 1階 第1小展示場
- 西館 2階 第2小展示場
- 中央棟 1階 プロムナード
- 中央棟 3階 和室、事務室
- 中央棟 4階 会議室（401～409）

図面中の凡例



消火器



屋内消火栓（ホース収納）



屋内消火栓（ホース収納）+ 消火器（内蔵）



避難口誘導灯

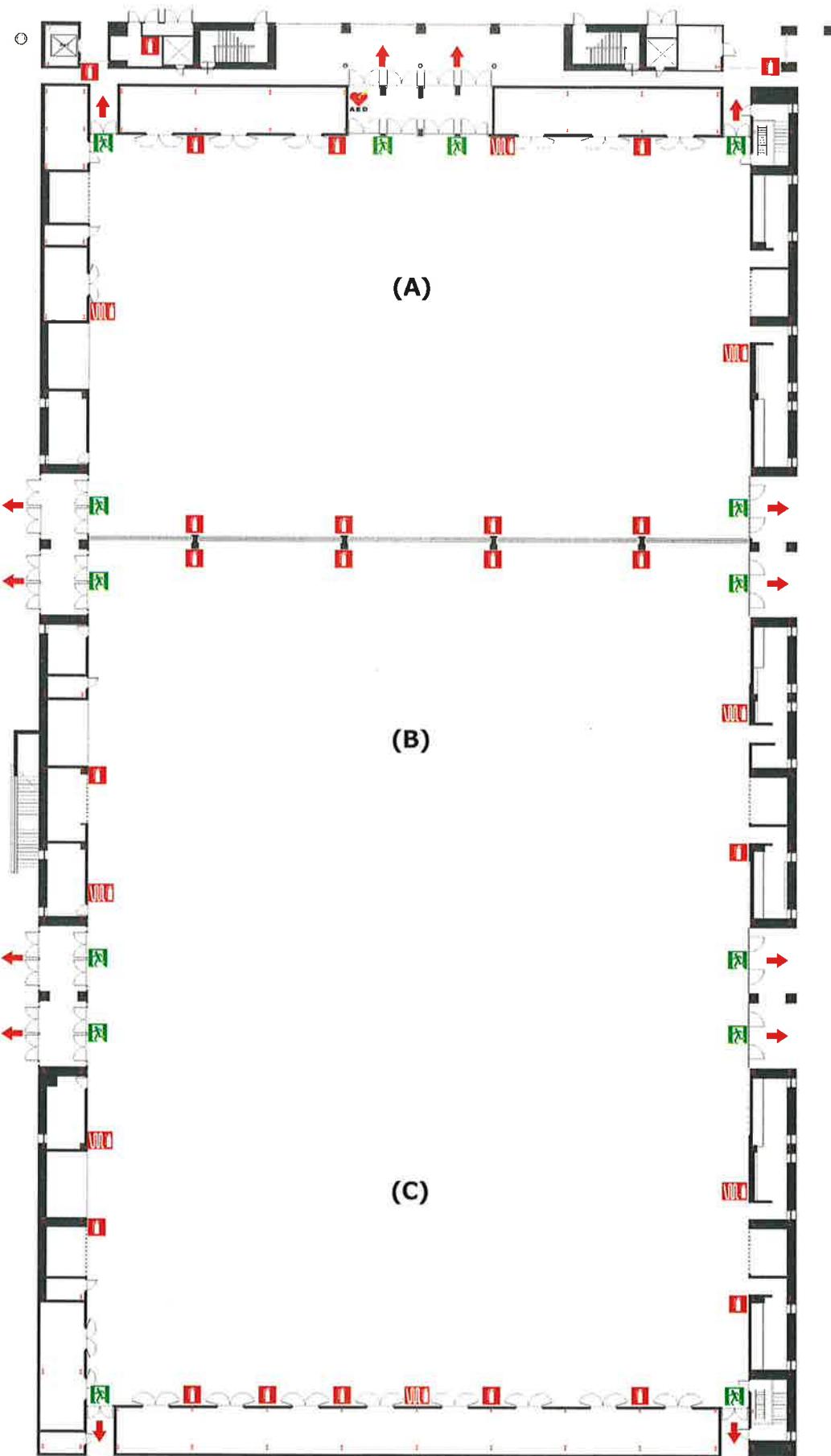


避難器具（スローダン）



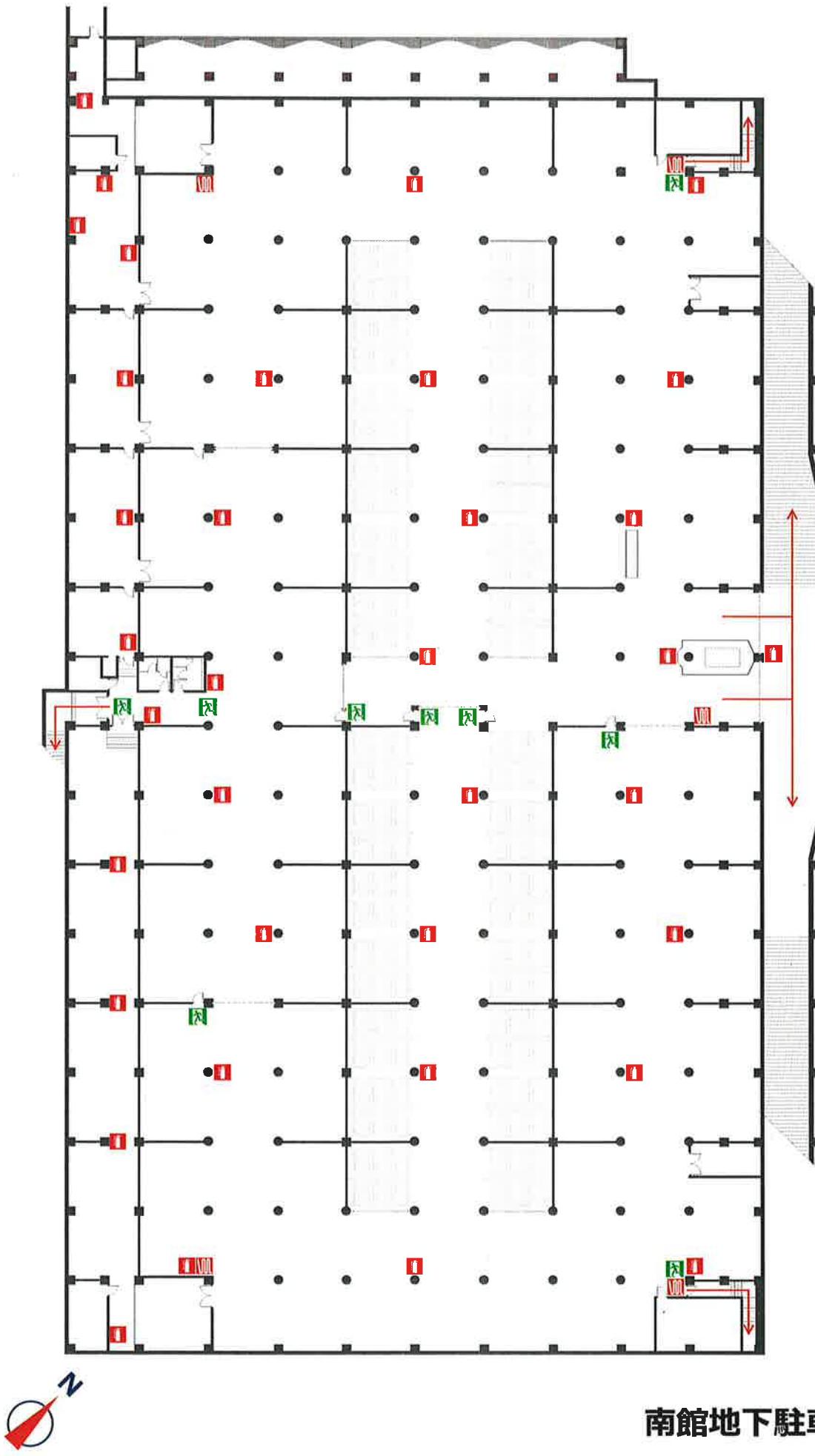
避難経路

プロムナード

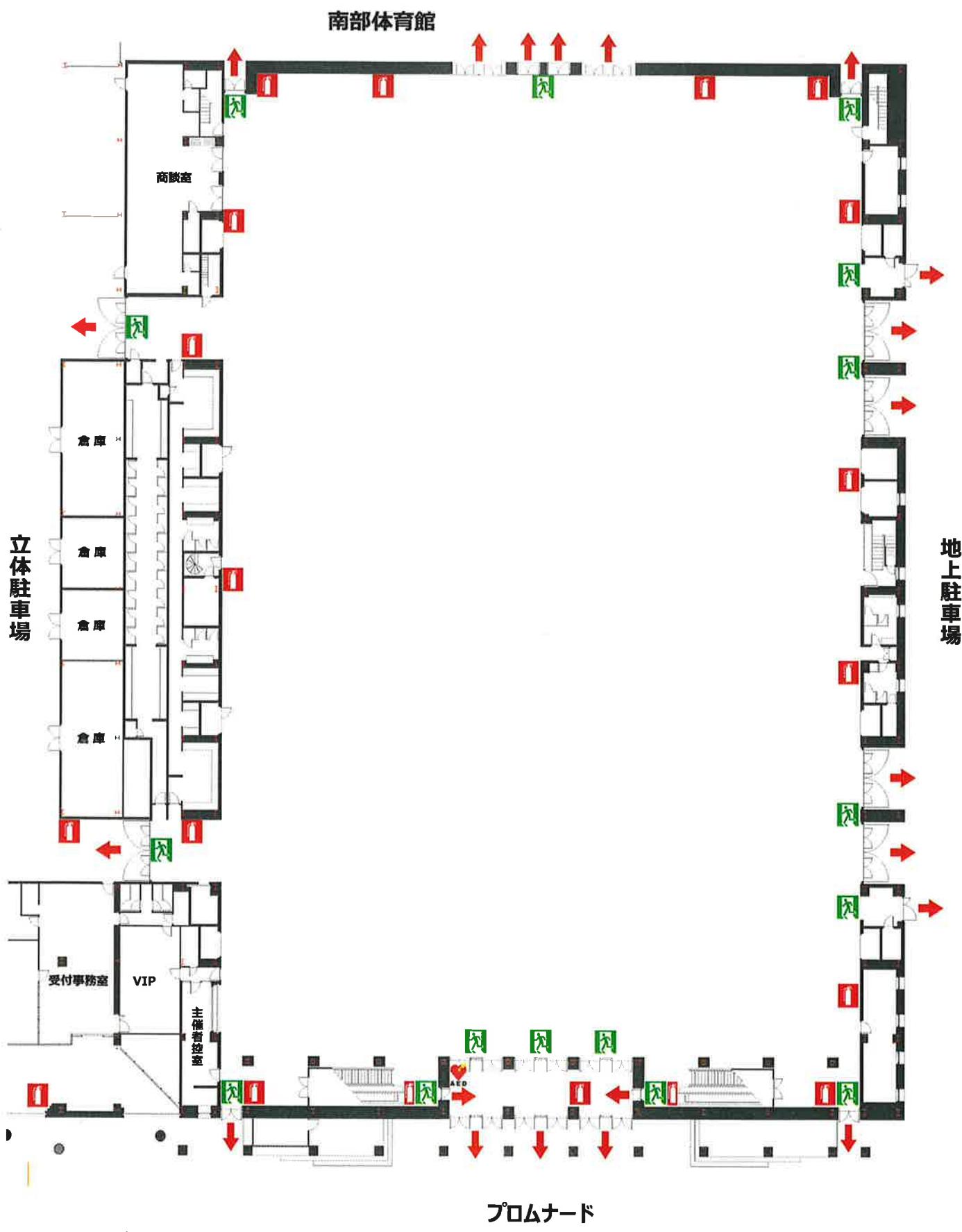


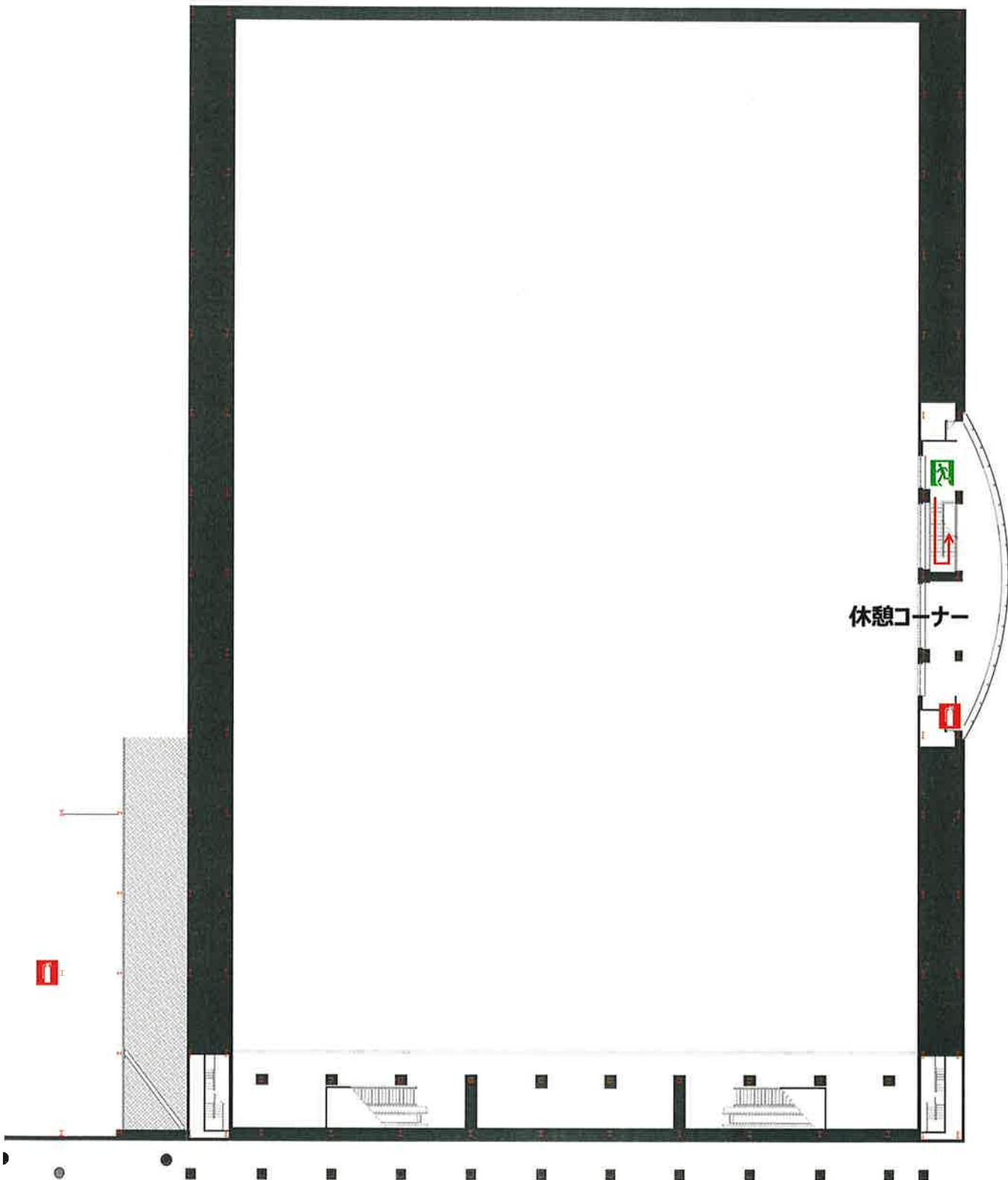
南館大展示場



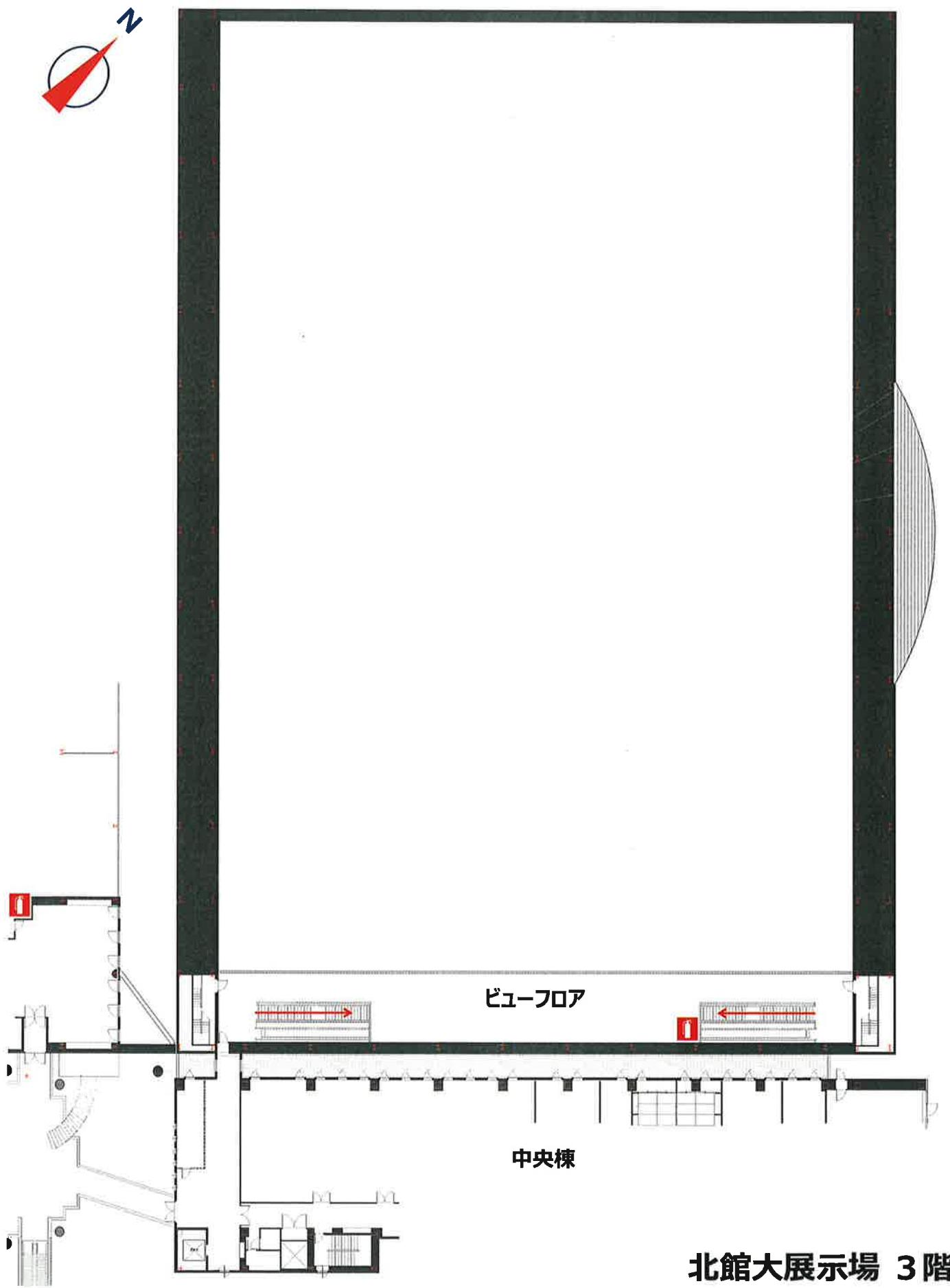


南館地下駐車場

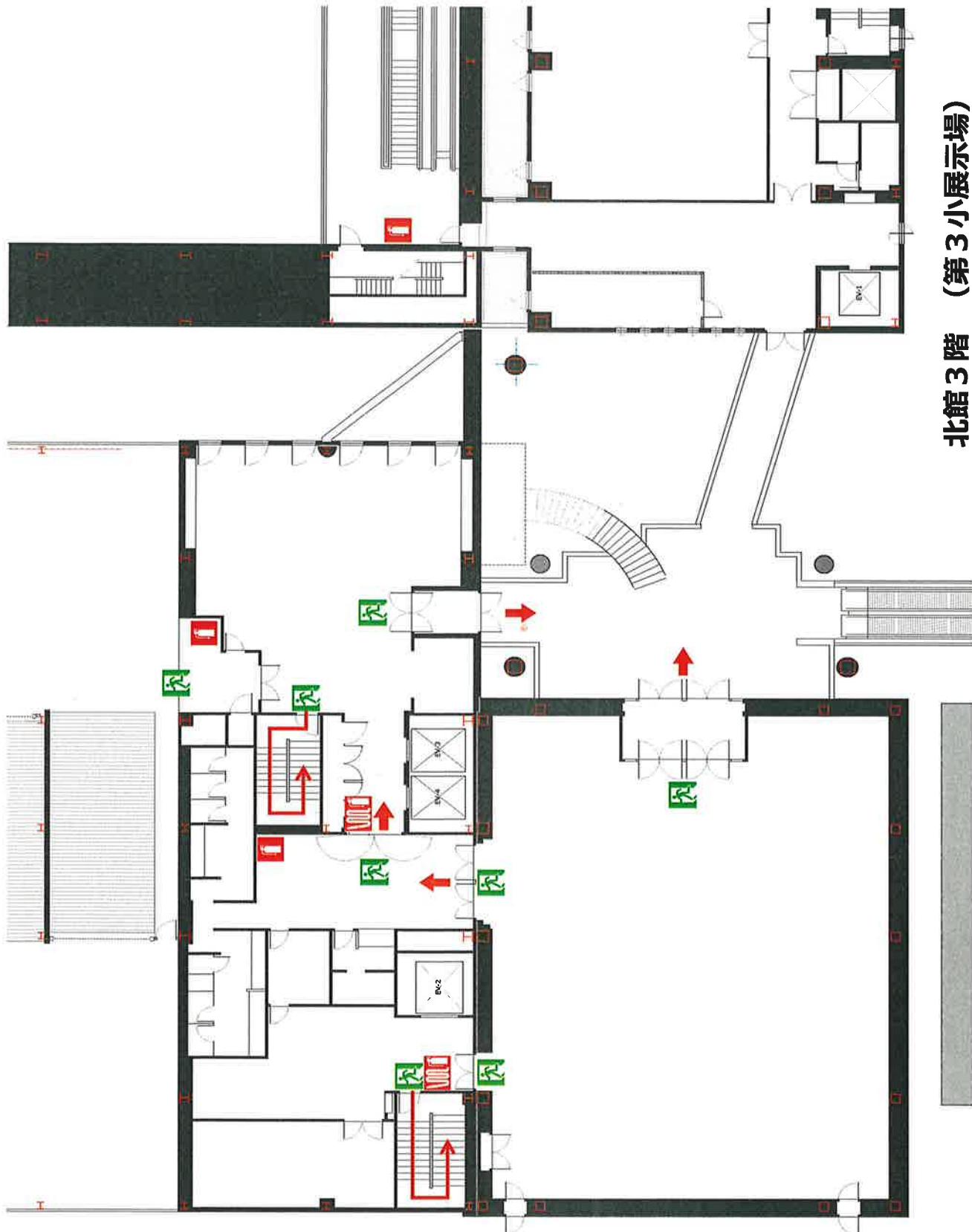




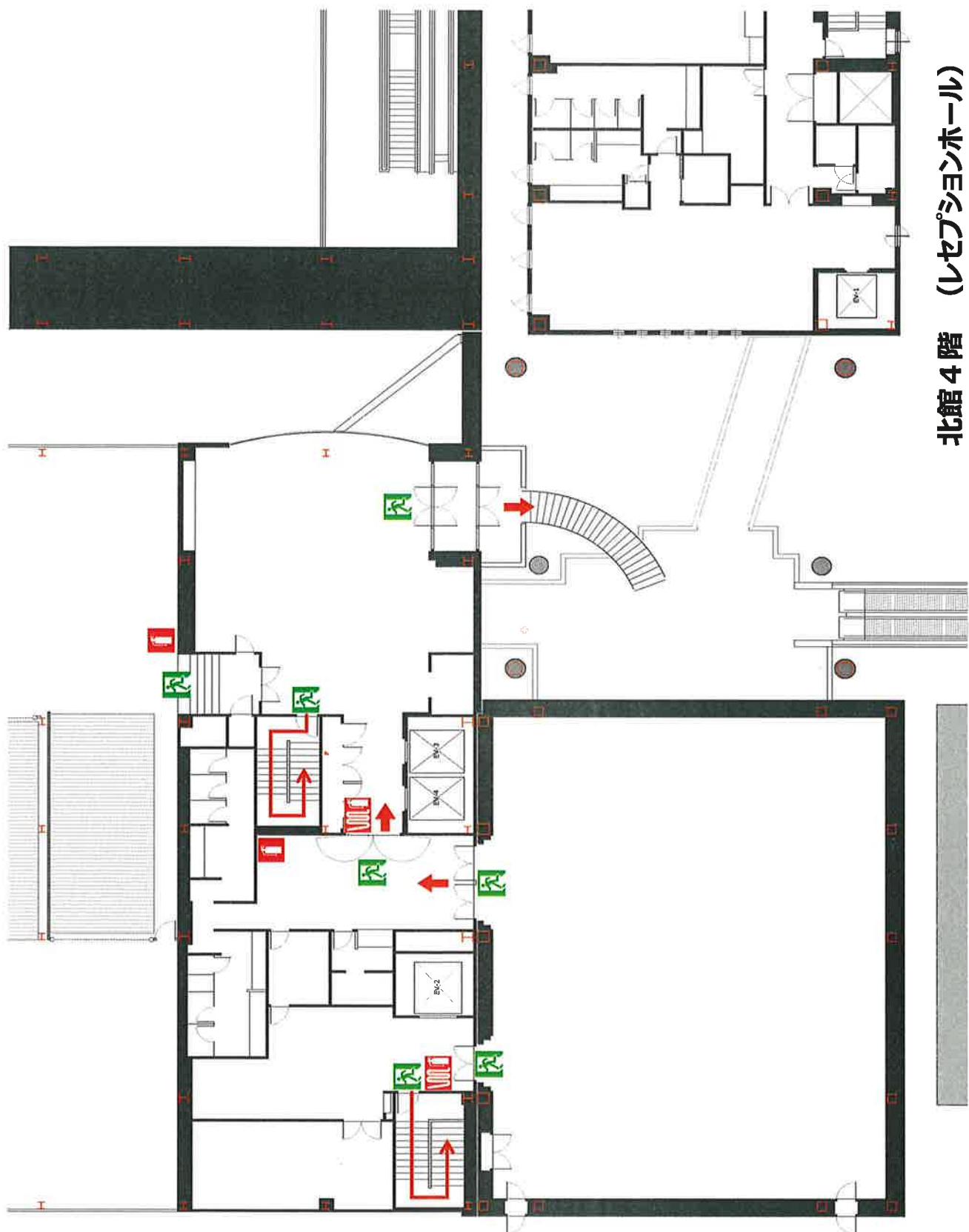
北館大展示場 2階

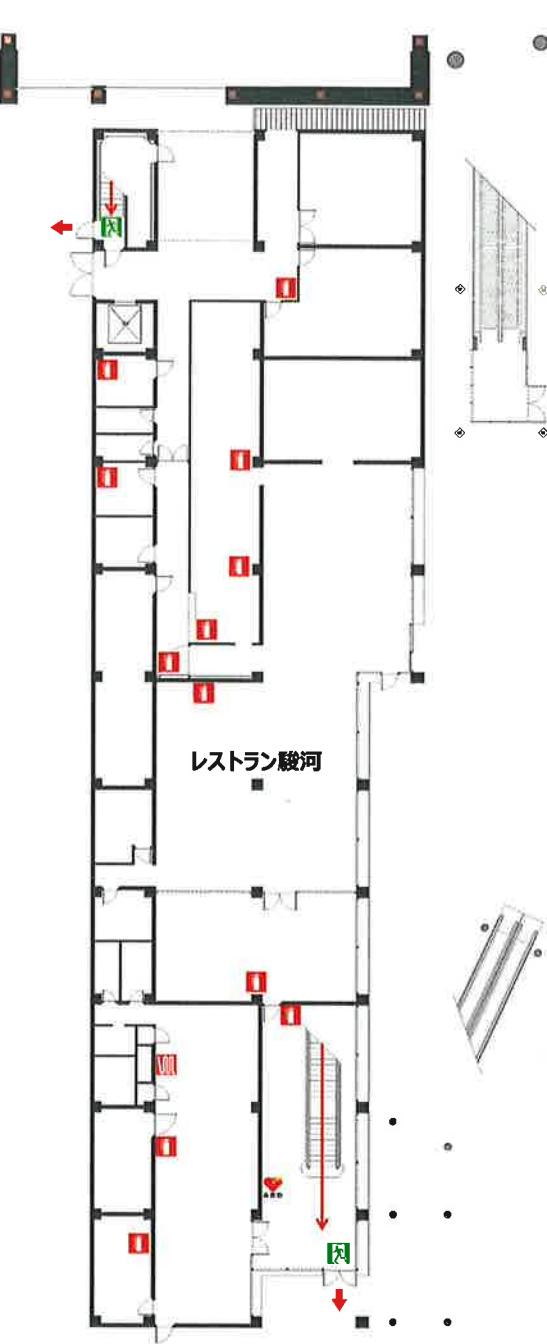


北館3階（第3小展示場）



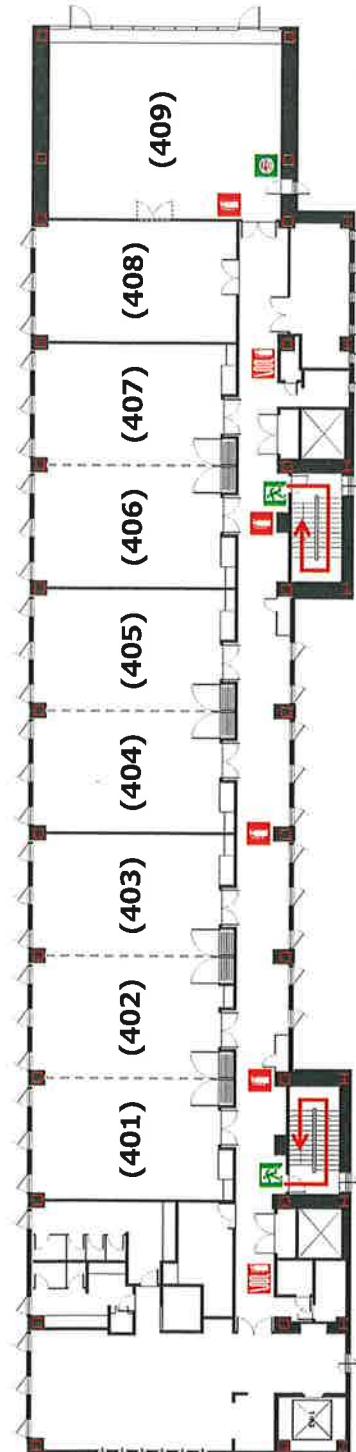
北館4階（レセプションホール）



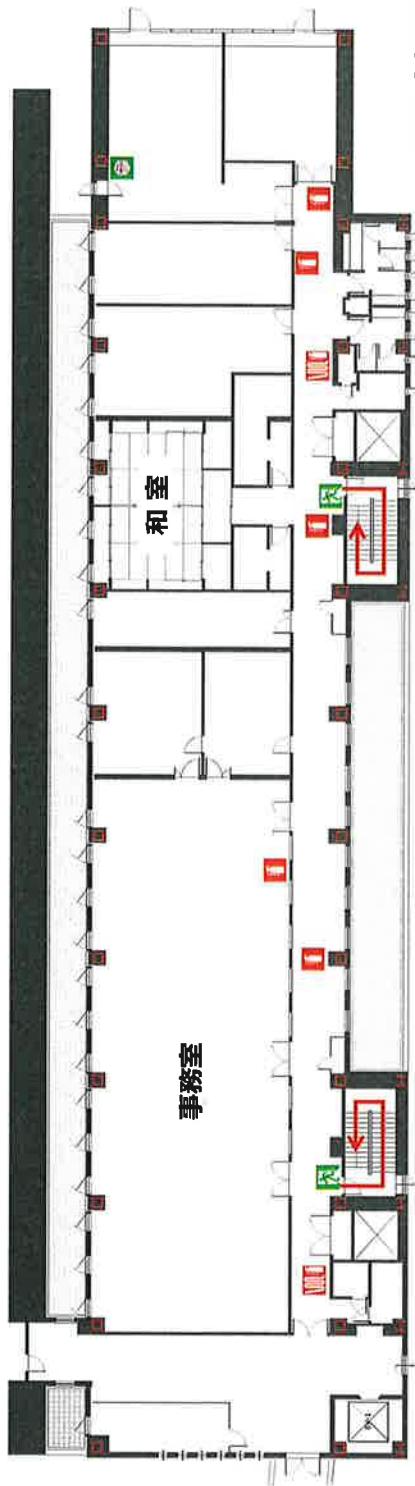


西館 2階
第2小展示場

中央棟



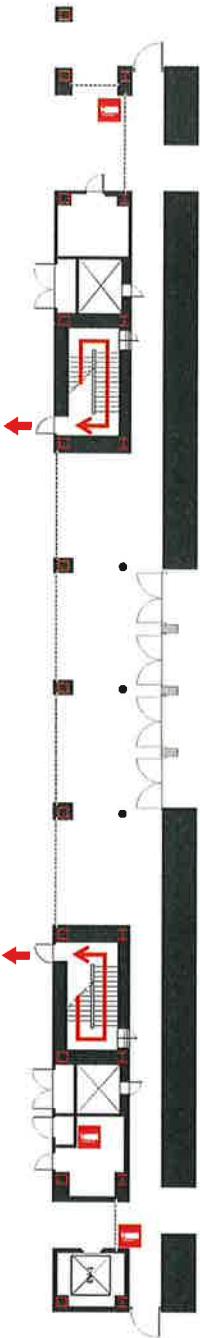
4階（会議室）



3階（事務室・和室）



プロムナード



1階（プロムナード）